

◆平成29年3月21日 第7回球磨川治水対策協議会議事録

日 時：平成29年3月21日（火）10：00～11：20

場 所：球磨地域振興局大会議室

出席者： 国 佐藤河川部長、永松河川調査官、貫名八代河川国道事務所長

県 手島土木部長、島崎企画振興部長

流域市町村 永原八代市副市長、松田人吉市副市長、柳田芦北町企画財政課長、  
高瀬錦町総務課長、坂本あさぎり町建設林業課長、松本多良木町総務課長、  
長谷湯前町副町長、蔵座水上村総務課長、坂口相良村総務課長、  
木下五木村副村長、豊永山江村総務課長、内布球磨村副村長

司会 永松河川調査官

司会)

それでは、皆様おそろいのおようですので、只今より、球磨川治水対策協議会の第7回の会議を始めさせていただきます。

本日、進行を担当いたします、九州地方整備局河川部の永松でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ここから着座にて説明を進めさせていただきます。

まず、ご参加の皆様方、報道関係の皆様方、傍聴の皆様方におかれましては、円滑な会議の運営にご協力いただきますようお願いいたします。

まず、開会にあたりまして、資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第、それから出席者名簿、配席図、説明資料－1、説明資料－2、説明資料－3、説明資料－4、参考資料－1、それから意見書と抗議文をお配りしております。過不足はございませんでしょうか。なお、センターテーブルの方々には、これまでの「ダムによらない治水を検討する場」と「球磨川治水対策協議会」の資料をまとめたものをファイルに綴じて置いております。

また、ご出席の方々の紹介につきましては、出席者名簿でかえさせていただきますのでご了承ください。

それでは、まず開会にあたりまして、ご挨拶をお願いしたいと思います。

最初に、九州地方整備局河川部長の佐藤からご挨拶申し上げます。

九地整 河川部長)

皆さんおはようございます。九州地方整備局河川部長の佐藤でございます。

本日は年度末の大変お忙しい中、第7回の球磨川治水対策協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から国土交通行政、とりわけ球磨川の河川管理に対しまして、格段のご理解、ご協力を賜っていることに対しまして、この場をおかりしまして御礼申し上げます。

さて、当協議会におきましては、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目標とする治水対策の検討を進めてまいりました。これまでに9つの治水対策案を単独で実施した場合に、目標とする治水安全度に達しないという検討結果になっております。

前回12月26日に開催いたしました第6回のこの協議会におきましては、パブリックコメントの実施についてご確認をいただき、各治水対策案単独の検討方針（案）、それから留意事項（案）及び9つの治水対策案以外の手法についても、1月から意見募集を行ったところでございます。

本日は、その結果について、まずご報告をいたします。その上で、これまでの協議会でのご意見や意見募集の結果を踏まえた9つの治水対策案のとりまとめ、また、治水対策の組み合わせ（案）の考え方などにつきまして、皆様方と認識を共有したいと考えております。

本日は、是非、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会)

ありがとうございました。

続きまして、熊本県の手島土木部長、お願いいたします。

熊本県 土木部長)

こんにちは。熊本県の土木部長の手島でございます。年度末のお忙しい中に、本日の協議会にご参加いただきましてありがとうございます。

皆様方には日頃から、熊本県の土木行政はもとより、県政の推進にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年の4月の熊本地震からもうすぐ1年ということでございます。県としましては、地震からの一日も早い復旧と創造的復興に向けた取り組みを加速化させるなど、熊本県のさらなる発展につながる施策を推進してまいります。

土木部でも、道路や河川などの社会インフラの強靱化や幹線道路ネットワーク整備などのリダンダンシー確保といった災害に負けない基盤づくりのために、引き続き全県下でハード、ソフトの各種施策に取り組んでまいります。

ここ球磨川流域においても各種施策に取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力をお願いいたします。

先ほど河川部長からお話がありましたように、本日の協議会では、パブリックコメントの結果を中心とした会議になると思っておりますので、よろしく願いいたします。

司会)

ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思います。

まず、説明資料－1で、球磨川治水対策協議会の検討に関する意見募集の結果、それから検討方針（案）に対する意見と考え方について、八代河川国道事務所の貫名よりご説明いたします。なお、ご質問、ご意見につきましては、後ほどお伺いする時間を設けておりますので、その時をお願いいたします。

それでは、お願いします。

八代河川国道事務所長)

八代河川国道事務所長の貫名でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

私から資料を説明させていただきますが、失礼ですが座ってご説明をさせていただきます。

前回の協議会におきまして、9つの治水対策案のまとめとパブリックコメントの実施方法についてご説明をさせていただいたところでございます。本日は、パブリックコメントの結果報告と今後実施予定の組み合わせ(案)の考え方についてご説明をさせていただきます。

まず、右肩に「説明資料ー1」と書いてあるA3判の資料をご用意ください。球磨川治水対策協議会の検討に関する意見募集の結果についてご説明をいたします。

表紙の枠内に、パブリックコメントでいただいたご意見の取り扱いについて考え方を記載しておりますので、まずこちらをご覧ください。

意見募集で提出された意見について、意見の内容や主旨を踏まえまして、意見を募集した2つの事項に対する意見とその他の意見の3点で分類・整理しております。

1点目は、「協議会で検討した9つの治水対策案の検討方針(案)及び留意事項(案)に対する意見について」で、まず、検討方針(案)に対する意見とそれに対する考え方を整理しております。また、コスト、実現性、維持管理、環境、地域社会への影響、将来の拡張性といった留意事項(案)に対する意見について、対策案ごとに一覧表にして整理しております。

2点目は、「協議会で検討した9つの治水対策案以外の手法等による治水対策案の提案」について、いただいた治水対策案の提案とそれに対する考え方を整理しております。これは、今後治水対策の組み合わせ(案)を検討するに当たり、これまでお示ししてきた9つの治水対策案に加えて、組み合わせの対象となり得るような別の対策案がないか、また、単独で目標を達成できるような別の対策案がないかについてご意見を募集したものでございます。

3点目は、先の2点以外の内容で提出されたご意見を、その他の意見として整理しております。

なお、提出された意見を資料へ掲載するに当たり、意見の原文から抜粋または要約して記載している場合がございます。また、原則として、原文にお使いの文字をそのまま記載しております。複数の治水対策案にまたがる意見については、該当する治水対策案全てに意見を記載しておりまして、2回目以降に【再掲】と記載しております。

表紙をめくっていただき、1ページをご覧ください。意見募集の概要です。

1) 協議会で検討した9つの治水対策案の検討方針(案)及び留意事項(案)について及び2) 協議会で検討した9つの治水対策案以外の手法による治水対策案の提案の2つの事項を意見募集の対象とし、平成29年1月6日から2月6日までの期間、球磨川流域の12市町村にお住まいの方を中心に意見募集を行いました。

提出方法は、郵送、ファクス、電子メール、回収箱への投函の4つのいずれかの方法とし、結果として110人の方からの意見の提出をいただきました。なお、提出された全ての意見を、参考資料ー1に添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

2ページは、意見提出者の属性等をお示ししたものでございます。

意見提出者の内訳として、110人のうち、流域内にお住まいの方々からの意見が93人と約85%で、上段中央の市町村別のグラフを見ていただくと、人吉市にお住まいの方々からの意見がエンジ色の49人と、最も多くのご意見をいただきました。

意見を提出された方の性別は女性が少し多いですが、概ね半々で、左下の年代別のグラフをご覧いただくと、幅広い年代からご意見をいただいたことが分かります。

提出方法は、回収箱への投函が最も多い結果となっております。

続きまして、3ページ。3ページ以降で提出された意見を紹介いたしますが、先に説明の流れについてご説明をいたします。

まず、3ページから5ページで、協議会で検討した検討方針（案）に対する意見とそれに対する協議会としての考え方について、そして、6ページから14ページで、協議会で検討した留意事項（案）に対する意見について説明をいたします。その後、15ページで、9つの治水対策案以外の手法による治水対策の提案と、これらについての協議会としての考え方を説明いたしております。そして、16ページ以降は、その他の意見について記載しております。

それでは、前に戻りまして、3ページをご覧ください。協議会で検討した検討方針（案）に対する意見とそれに対する考え方についてご説明いたします。

こちらの表の見方ですが、左半分には検討区間ごとの各対策案の検討方針（案）を示しており、こちらは既にお示ししている内容で、この検討方針（案）についてパブリックコメントを実施したということになります。

例えば、一番上の「引堤」を見ていただくと、左半分には各検討区間における検討方針（案）、右半分には、この検討方針（案）についていただいたご意見とご意見に対する考え方を記載しております。なお、「意見募集での意見」にある斜体字は、流域外にお住まいの方から提出された意見を記載したもので、以降のページにおきましても同様にお示ししております。

それでは、9つの治水対策案ごとに整理しておりますので、対応A、対応B、その他の対策の順にご説明をいたします。

まず、引堤の検討方針（案）に対して提出された意見です。

- ・川底（河床）の掘削そしてあわせて川幅を広げる（可能な限り）。
- ・住民がこれは無理と思うような、堤防嵩上げや引堤を提案するのではなく、住民が受け入れられるものを提案してください。人吉市や中流域の対策を急いでください。

この2つの意見に対する考え方を右側の欄に記載しております。読ませていただきます。

第1回協議会説明資料7ページで示したとおり、目標とする治水安全度を達成するための対策として、これまで検討してこなかった対策も含め、考えられる対策を網羅して、コスト、実現性、環境や地域社会への影響等について検討することとしております。なお、第6回協議会説明資料-2の17ページで示したとおり、「引堤案」について実施可能な区間において、技術的に可能な範囲で今後詳細に検討することとしております。

また、次のご意見、協議会検討9案において、引堤・河道採掘、堤防強化の河川利用及び、放水路による複合的な治水対策が求められると思いますとの意見がございました。

この意見に対する考え方としては、第6回協議会説明資料-2の17ページから19ペ

ージでお示ししたとおり、9つの治水対策案のいずれかを単独で実施した場合には、目標とする治水安全度に達しないため、協議会や意見募集の意見を踏まえ、今後複数の対策の組み合わせ（案）の検討を進めることとしております。

続きまして、河道掘削の検討方針（案）に対して提出されたご意見です。

1つ目、川底掘削。

2つ目、平水以上に堆積した土・砂・石は取り除くこと。

3つ目、真の治水対策は洪水はあふれる前提にあり、無理に人工的なダムで止水制限できるものではありません。河床（掘）削や輪中堤など取り入れるべきです。

4つ目のご意見は再掲となりますので省略させていただきます。以降、再掲部分については同様とさせていただきます。

続きまして、5つ目、土砂などが堆積している河川敷の改修工事により、川幅を広げることができるのではないかと。

6つ目、球磨川、川辺川いずれも護岸の改修、川底の土砂除去を実施するべき（人吉市以下の流入量を低減できる）。

7つ目、河道掘削について、土砂などの堆積により河道が狭くなっている市域を重点として、できる限り掘り下げれば若干なりとも効果があるのではないのでしょうか。

8つ目、9つの治水対策案が示されていますが、流域の保全対策（河川掘削、堤防強化）を進めていただければ十分だと思います。

これら8つのご意見に対する考え方として、右側にありますように、第1回協議会説明資料の7ページで示したとおり、目標とする治水安全度を達成するための対策として、これまで検討してこなかった対策も含め、考えられる対策を網羅して、コスト、実現性、環境や地域社会への影響等について検討することとしています。なお、第6回協議会説明資料-2の17ページで示したとおり、河道掘削等案について実施可能な区間において、技術的に可能な範囲で今後詳細に検討することとしております。

次のご意見とその考え方については再掲となります。

続きまして、人吉地区の河道掘削に特化して提出された意見です。

人吉地点で河道掘削を除外してあることはおかしい。人吉層を問題としているのであろうが、対応は可能である。

川床掘削、人吉地区でもぜひ実施されたい。岩盤があっても工事方法を検討されたい。人吉で河道掘削を検討すべき。人吉層が分布していても堤防や橋脚の基礎を強化すれば技術的にできるはず。

ほとんど現実的でない中流部や川辺川筋で河道掘削案を検討しているのだから、なぜ人吉で河道掘削を検討しないのか。人吉層が分布していても、堤防を強化するなどの対策をとれば、引堤よりもよほど現実的な治水対策が検討できるのではないかと。

これら4つの意見に対する考え方といたしまして、第6回協議会説明資料-2の46ページから52ページでお示ししたとおり、河川施設の維持管理について、人吉層は脆弱なシルト岩で乾湿を繰り返すと細粒化しやすいことから、水位変動の繰り返しや洗掘により、滯筋が固定化され深掘れが進行し、護岸や橋梁等の基礎部が崩壊する可能性があります。河川環境については、人吉層が広く露出することにより、鮎等の採餌場・産卵場が大きく改変されたり、底生動物相が貧弱になることが予測されます。河川景観については、

人吉層が広く露出することにより、河川景観の悪化が懸念されます。これらの理由により実現が難しいため、人吉地区の河道掘削等は検討対象外としております。

続きまして、堤防強化のうち、嵩上げの検討方針（案）に対して提出された意見でございます。

堤防の強化、そして、次の2つのご意見は再掲となります。

この3つの意見に対する考え方として、第1回協議会説明資料の7ページで示したとおり、目標とする治水安全度を達成するための対策として、これまで検討してこなかった対策も含め、考えられる対策を網羅して、コスト、実現性、環境や地域社会への影響等について検討することとしています。なお、第6回協議会説明資料-2の17ページで示したとおり、堤防嵩上げ案について実施可能な区間において、技術的に可能な範囲で今後詳細に検討することとしております。

次のご意見とその考え方については再掲ということになります。

続きまして、堤防強化のうち、嵩上げ以外の検討方針（案）に対して提出された意見です。

防災のため、既存の堤防は破堤しない堤防に変えること。

人吉市内の堤防は、鋼矢板を打ち込んだ破堤しないコンクリート堤防を築堤すべきである。

人吉市内の堤防は、鋼矢板を打ち込んだ破堤しない堤防にしてください。

「破堤しない堤防」を望みます。残念ながら「堤防は決壊する」条件のもとに対策を実施しても、氾濫が予想されるという報告となっています。

これらの4つの意見に対する考え方といたしまして、右側にありますように、第6回協議会説明資料-2の87ページから93ページで示したとおり、決壊しない堤防の技術は確立されていないため、流下能力の向上は困難として検討対象外としています。

対応Aの引堤、河道掘削等、堤防強化の検討方針（案）に対する意見とそれに対する考え方の説明は以上でございます。

続きまして、4ページでございます。対応Bの対策のご説明に移りたいと思います。

まず、遊水地のうち、地役権補償方式の検討方針（案）に対して提出された意見でございます。

一番重要なのは遊水地。ここは土地を取り上げるでなく、もしもの際にはその流水による被害は国が保障する。了解が得られるところは移転も検討する等々あると思います。遊水地の確保（被災した場合は補償する）。

遊水地では優良農地が犠牲になる等の首長の反対意見が聞かれますが、地役権を設定し通常は農業ができる方法を検討し、具体的に農家と話し合ってください（阿蘇の遊水地のようなもの）。

遊水地-水害が出た時に水を貯める方式（地上権設定）を検討されたい。

これらの4つの意見に対する考え方といたしまして、右側にありますように、第6回協議会説明資料-2の98ページから105ページ及び114ページでお示したとおり、人吉地区、上流部の球磨川沿い及び川辺川沿いの地盤高が低い水田等の活用により、34カ所、面積約450ha、貯水容量約650万 $\text{m}^3$ の地役権方式の遊水地について検討しましたが、人吉地点で目標とする調節量約1,300 $\text{m}^3/\text{s}$ に対し、約0から100 $\text{m}^3/\text{s}$ の調節

にとどまるため、検討対象外としています。

続いて、遊水地のうち、用地買収（掘り込み）方式の検討方針（案）に対して提出されたご意見です。

遊水地について、相良村から錦町の球磨川にかかる木綿葉大橋から上流、下流にたまっている土砂などを取り除くと大量の水を遊水地としてためになると思います。現在、ヤナギやよし草、竹やぶ、土砂で覆われています。大部分の面積の河川は、建設省の土地だからどうでもできるのでは。

このご意見に対する考え方として、右側にありますように、第1回協議会説明資料の7ページで示したとおり、目標とする治水安全度を達成するための対策として、これまで検討してこなかった対策も含め、考えられる対策を網羅して、コスト、実現性、環境や地域社会への影響等について検討することとしており、第6回協議会説明資料-2の17ページで示したとおり、遊水地案について技術的に可能な範囲で今後詳細に検討することとしています。

また、第6回協議会説明資料-2の106ページから114ページに示したとおり、人吉地区、上流部の球磨川沿い及び川辺川沿いの地盤高が低い水田等の活用により、33カ所、約1,300ha、貯水量約7,800万 $\text{m}^3$ の用地買収（掘り込み）方式の遊水地について検討しています。なお、意見にある木綿葉大橋周辺の箇所も含めて検討しております。

続きまして、ダム再開発です。

①利水容量買い上げ、堆砂容量活用案と②ダム嵩上げ案の混合案の検討方針（案）に対して提出された意見です。

市房ダムは川を破壊し地域産業を衰退させ、地域社会を破壊し水害の危険度を高めてきた。市房ダム再開発はあり得ない。

私たち農業を営む者にとって、市房ダムは絶対必要な施設であり、ましてかんがい用水の容量買い上げによる洪水調節としての利用は絶対に認めることはできない。過去にも何度も渇水が発生し、農作物に影響を与えている。ダムの用水なくして地域の農業は成り立たないばかりか、この地域そのものが成り立たなくなっていくと思う。

市房ダムの治水能力を高める手だてを講じるべき。

「ダムの嵩上げ」に限定すると、検討案としてではなく通常の調整力向上の観点からは賛成です。ただし、市房ダムだけの再開発では十分ではないと思います。例えば、川辺川上流部に局地的ゲリラ豪雨で洪水が発生して球磨川本流の増水と合流した場合、再開発した市房ダムの調整能力だけでは合流部下流での治水効果は見込めません。

これら4つの意見に対する考え方といたしまして、右にありますように、第1回協議会説明資料7ページで示したとおり、目標とする治水安全度を達成するための対策として、これまで検討してこなかった対策も含め、考えられる対策を網羅して、コスト、実現性、環境や地域社会への影響等について検討することとしています。なお、第6回協議会説明資料-2の17ページで示したとおり、ダム再開発案について技術的に可能な範囲で今後詳細に検討することとしています。

また、第6回協議会説明資料-2の17ページから19ページで示したとおり、9つの治水対策案のいずれかを単独で実施した場合には、目標とする治水安全度に達しないため、協議会や意見募集の意見を踏まえ、今後複数の対策の組み合わせ（案）の検討を進め

ることとしております。

続きまして、放水路の検討方針（案）に対して提出されたご意見でございます。

上流のトンネル。

このご意見に対する考え方としまして、第1回協議会説明資料7ページで示したとおり、目標とする治水安全度を達成するための対策として、これまで検討してこなかった対策も含め、考えられる対策を網羅して、コスト、実現性、環境や地域社会への影響等について検討することとしています。なお、第6回協議会説明資料-2の17ページで示したとおり、放水路案について技術的に可能な範囲で今後詳細に検討することとしています。

次のご意見とその考え方については再掲ということになります。

続きまして、5ページになります。流域の保全・流域における対策の検討方針（案）に対して提出されたご意見です。

流域の農地の保全。

本線上流部の遊水池に関しては、新潟県内でかなりの実績がある田んぼダムを本格的に検討すべきだ。これが可能なら優良農地を潰すことなく、洪水時一定時間の貯留効果が見込めることになる。数十年に一度しか起きない洪水の対策のために、永久のダム型遊水池の設置は避けるべきだ。

この2つの意見に対する考え方として、第6回協議会説明資料-2の140ページから148ページで示したとおり、「流域の保全・流域における対策（水田の保全）」を検討しており、人吉地点及び渡地点でのピーク流量の低減効果を見込むことはできないため、検討対象外としております。なお、今後水田の保全については、流域全体の取り組みとして進めていくことは重要と考えています。

次は、流域の保全・流域における対策のうち、森林の保全の検討方針（案）に関して提出された意見です。

「緑のダム」という言葉もありますが、森林の保水力にはおのずと限界があります。全国各地でも多くの土砂崩壊による被害が発生しています。人の力による治水対策は必要不可欠な手法だと思います。

山林の保水力の検証等はされていない上に、前提とする洪水シミュレーションもおかしい。長年かけての対策案に無能さを感じる。

森林の手入れ。

球磨川水系の保全に最も大切な森林を育てている大地の保水力を高めること。

森林の保水能力や山砂の崩落を防ぐ対策を実施すべきではないか。

森林が荒れ、保水力の低下や、山腹の崩壊などが心配されています。森林の保全対策を強化してください。

山や森が荒れて水害も起きやすくなっている。山々の検討はしているのか。

手入れされていない放置された人工林の間伐を進め、山林の保水力を向上させる。シカなどの駆除に補助を出すなど、山林の保全を図る。国交省はこれまで、幼樹林も立派な天然林も保水力は変わらないと主張しているが、荒れた球磨川流域の山林を保全することこそが、治山・治水の基本ではないのか。川をコンクリートで固めるより、山林に税金を投入していくべき。

これら8つの意見に対する考え方といたしまして、右にありますように、第6回協議会

説明資料－２の１５０ページから１５５ページで示したとおり、治水計画は森林の存在を前提としていることから、治水上森林の保全是重要と考えていますが、球磨川流域の森林の状況に変化はほとんどなく、森林の保水力の向上は現段階では期待できないこと、また、森林の保水力に関する新たな定説は確立されていないことから、現時点では、現計画以上に効果を見込むことはできないため、検討対象外としております。

対応Ｂの対策については以上でございます。

続きまして、その他の対策として、宅地のかさ上げ等、輪中堤の検討方針（案）に対して提出されたご意見です。

総合して考えると、浸水地域がなくなればいいので、該当地域のかさ上げを優先に進めてほしい。

輪中堤、村落を守るために必要であり、各地の事例を検討されたい。

下流部や川辺川筋では輪中堤や集落のかさ上げで対処すべき。自然豊かな川辺川の護岸に手をつけたら、水質日本一の川辺川が台なしになる。また、下流部もこれ以上コンクリートの護岸を増やすべきではない。

これら４つの意見に対する考え方としまして、第６回協議会説明資料－２の１７ページ、１５８から１７０ページでお示したとおり、小集落を防御する対策として効率的な場合があるため、他の対策による対応を検討した上で、家屋等の浸水被害が残る場合に実施可能な範囲で、他の対策との組み合わせとして検討することとしています。

また、危険区域住家移転との意見に対する考え方としては、第６回協議会説明資料－２の１７ページで示したとおり、「家屋等移転」については、住宅が点在する地域を輪中堤等で防御するときの一部の住宅等を移転させることで、より効率的・経済的な整備が可能となる場合があるため、本協議会の対策案の総合的な評価の結果、宅地のかさ上げ等、輪中堤による対策となった地区について事業実施段階で個別に家屋等移転の適合性を検討いたします。

その他の対策については以上でございます。

３ページから５ページにおける協議会で検討した検討方針（案）に対する意見とその考え方に関するご説明は以上となります。

司会)

説明ありがとうございました。只今、球磨川治水対策協議会の検討に関する意見募集の結果について、それから検討方針（案）に対する意見と考え方についてご説明さし上げました。

何か説明内容について、ご質問やご意見ございますでしょうか。

司会)

ないようですので、それでは先に進ませていただきます。

次は、説明資料－１の６ページ目からになりますが、球磨川治水対策協議会で検討した、今度は留意事項（案）に対するご意見について、ご説明をさせていただきます。

川辺川筋の引堤案、河道掘削等案、堤防強化案もございますけども、直轄管理区間、県管理区間、それぞれございますが、説明はまとめて貫名のほうからお願いしたいと思いま

す。

それではお願いします。

八代河川国道事務所長)

それでは続いて、6 ページから 14 ページになります。協議会で検討いたしました留意事項(案)に対する意見についてご説明をいたします。

パブリックコメントでお示しいたしました「検討方針(案)及び留意事項(案)一覧表」をもとに、提出された意見を表の右側、意見募集の意見の欄に記載した上で、留意事項に反映する箇所を青で着色し、もともとの留意事項に追記しています。

例えば、引堤の地域社会への影響について、広範囲で優良な農地を潰すこと、橋や道路をつくり直すことといういただいた意見を、左側の従前からお示ししていた留意事項に青字の内容で追記するというを行っております。

また、一覧表の下の欄にある協議会等での主なご意見についても同様に、留意事項に反映する箇所を緑で着色し、もともとの留意事項に追記しています。

以上のように、留意事項(案)に対して提出された意見と協議会等での主なご意見を溶け込ませた形で一覧表を整理しております。

なお、協議会等での主なご意見については、前回の協議会で既にお示ししておりますので、留意事項(案)に対して提出された意見を中心に説明いたします。

6 ページをご覧ください。引堤の留意事項(案)に対する意見を右側の欄に記載しております。

まずは、先ほどご説明した箇所になりますが、地域社会への影響に関する意見として、①引堤案並びに③堤防嵩上げ案について、両案とも実行すれば、球磨・人吉の広範囲で優良な農地を潰したり、家屋等に移転させたり、橋や道路をつくり直したりと、関係地域に大きな影響を及ぼし、結果的に農業・観光の振興を妨げ、地域経済にも悪影響を与えた上、地域のコミュニケーションさえも壊してしまうおそれがあります。

この意見に関しては、地域社会への影響のうち、事業地及びその周辺への影響の項目の人吉地区と上流部の欄に「橋梁の架け替え・継ぎ足しや道路の付け替え」「引堤事業地内の農地消失」として追加しております。

また、人吉地区では、引堤のほうが環境や観光への影響はよほど大きい。人吉での左岸の引堤は、人吉城を破壊するものであり、歴史を冒瀆する案であるという意見。

この意見に関しては、地域社会への影響のうち、事業地及びその周辺への影響の項目の人吉地区の欄に「人吉城跡等、歴史的・文化的遺産への影響」として追加しております。

これ以降のページでも同様にお示ししております。

次に、7 ページでございます。7 ページは、河道掘削等の留意事項(案)に対するご意見です。

実現性に関する意見として、掘削は一時的に効果があっても土砂はまたたまります。土砂を処理するにも処分場の選定には安全性や環境問題を軽視できず、効果のわりには費用がかさむでしょう。以上のことから、地元関係者や漁業組合の理解と協力を得るのは困難だと思います。

この意見に関して、実現性のうち、その他の関係者等の調整の見通しの項目の中流部と

上流部の欄に「土砂の処分方法や処分場の選定」として追加しております。

なお、維持管理、環境、地域社会への影響に関する3つの意見については、既に留意事項（案）として一覧表に記載された内容と同じ意見と解釈し、新たな記載はしていません。

続きまして、8ページ、堤防強化の留意事項（案）に対する意見です。

実現性に関する意見として、人吉地区の堤防嵩上げについて、住民のコンセンサスを得て取り組めるよう探求すべきである。

嵩上げは、景観等より市民のコンセンサスが得られるか危惧するという声もあるが、実際はどうかもっと市民の声を丁寧に聞くべきである。

この2つの意見に関しては協議会でも同様の意見をいただいていますので、実現性のうち、その他の関係者等の調整の見通しの項目の人吉地区の欄に「景観に対する合意（協議会で合意形成を危惧する意見）」としてあわせて追加しております。

また、地域社会への影響に関する意見として、1つ目のご意見については再掲となります。

そして、本流を嵩上げすれば支流にも対策が必要になり関係地域は増大するでしょう。

とても地元関係者の理解と協力は得られないと思います。

この2つのご意見に関しては、地域社会への影響のうち、事業地及びその周辺への影響の項目の中流部、人吉地区、上流部の欄に「道路の付け替え」、「支川の対策」として、それぞれ追加しております。

続いて、9ページです。川辺川筋の引堤、河道掘削等、堤防強化の留意事項（案）に対する意見です。

実現性に関するご意見については再掲となります。

この意見に関しては、河道掘削等について、実現性のうち、その他の関係者等の調整の見通しの項目の県管理区間下流部と県管理区間上流部の欄に「土砂の処分方法や処分場の選定」として、それぞれ追加しております。

地域社会への影響に関する2つのご意見についても再掲となります。

この2つの意見に関しては、引堤案について、地域社会への影響のうち、事業地及びその周辺への影響の項目の直轄管理区間と県管理区間下流部の欄に「橋梁の架け替え・継ぎ足しや道路の付け替え」「引堤事業地内の農地消失」として追加しております。また、堤防強化案の嵩上げについて、地域社会への影響のうち、事業地及びその周辺への影響の項目の直轄管理区間と県管理区間下流部の欄に「道路の付け替え」「支川の対策」として、それぞれ追加しております。

なお、維持管理と環境に関するご意見については再掲となります。

これらの意見に関しては、既に留意事項（案）として一覧表に記載された内容と同じ意見と解釈し、新たな記載はしていません。

続きまして、10ページ、遊水地について、用地買収（掘り込み）方式の留意事項（案）に対するご意見です。

地域社会への影響に関するご意見として、

論外です。治水対策は住民の生命と財産を守るべきものなのに、住民の財産である優良な農地を潰して何のための治水対策でしょう。特に営農者の理解は得られないと思いま

す。

④の遊水地案において、広大な優良農地を損なうことになり、農業関係者に多大な影響が出るだけでなく、第1次産業が主である球磨地方にとっては大きな損失になると思います。

遊水地案について、河川沿いの水田は優良農地のため遊水地として買収されると農家の減収に直接つながる。関係土地改良区も賦課金収入が減少するので反対である。

市房ダムの貯水量の低下や遊水地の農地の損失による案など、これまで球磨南部地域の農業における人々の生活に必要な水と農地が失われ、多大な影響を及ぼすことが懸念されるため、農家が安心して生活できなくなると思われます。

これら4つの意見に関しては、地域社会への影響のうち、事業地及びその周辺への影響の項目の欄に「農家の減収や土地改良区の賦課金収入の減少等により、地域経済を支える農業活動に影響を及ぼす」として追加しております。

続いて、11ページ、ダム再開発の留意事項（案）に対するご意見です。

地域社会への影響に関するご意見として、

市房ダム再開発が語る球磨川治水対策案のでたらめさ、市房ダムは地域を衰退させ、球磨川を破壊してしまった、市房ダム再開発はさらなる球磨川の破壊と水害の拡大を引き起こす。衰退し続けてきた地域はさらに拍車をかけて進行していく。市房ダムが引き起こした現実を無視してダム賛美、これは川辺川ダム中止や荒瀬ダム撤去の考えと矛盾。

「利水容量買い上げ」については内容が分からないので「農業用水が今までのように使えない」と解釈して記述します。ダムの水は、湯前・多良木・あさぎり・錦町の農地を潤す大切な水であり、その水路群である幸野溝・百太郎溝で「世界かんがい施設遺産」にも認定されています。この水が従来どおりに農業用水を利用できなければ地域の農業を疲弊させ、世界遺産となった水路群の有効活用もできなくなることから関係団体や営農者の理解と協力は得られないと思います。

次のご意見は再掲となります。

市房ダムの嵩上げは全く現実的ではない。20mも嵩上げするのであれば、道路や橋脚も全て付け替える必要があるし、ダム湖畔に水上村民が植えてきた桜も全て水没する。村民感情を逆なでする案である。

この4つの意見に関しましては、地域社会への影響のうち、事業地及びその周辺への影響の項目の欄に「歴史的・文化的遺産（世界かんがい施設遺産となった水路群）への影響」として追加しております。

なお、環境に関するご意見については、既に留意事項（案）として一覧表に記載された内容と同じ意見と解釈し、新たな記載はしていません。

続きまして、12ページです。放水路の留意事項（案）に対するご意見でございます。地域社会への影響に関するご意見として、

3つの案では呑口側の影響は小さいでしょうが放流口側の地域は突然の増水で危険性が高まり、放流部だけがリスクを負うこととなります。

この意見に関しては協議会でも同様の意見をいただいておりますので、地域社会への影響のうち、地域間の利害の衡平への配慮の項目の欄に「ただし、洪水到達時間や水位上昇速度の変化への留意が必要（協議会で下流への影響を懸念する意見）」として追加してお

ります。

なお、コスト、維持管理に関する意見については、既に留意事項（案）として一覧表に記載された内容と同じ意見と解釈し、新たな記載はしていません。

続きまして、13ページです。流域の保全・流域における対策の留意事項（案）に対する意見はございませんでした。

続きまして、14ページです。その他の対策の宅地のかさ上げ等及び輪中堤の留意事項（案）に対するご意見です。

実現性に関するご意見といたしまして、

「宅地のかさ上げ」及び「輪中堤」では住宅等や人の命は守れると思いますが、農地等の住民の財産を守ることはできないと思います。この案は堤防嵩上げの縮小版的な感じを受けました。あくまでも、治水対策は地域住民の生命と財産をともに守れる案でなければならないと思います。この案も地元住民の理解や協力は得られにくいと思います。

この意見に関しては、宅地かさ上げ等、輪中堤において、実現性のうち、その他の関係者等の調整の見通しの項目の球磨川本川と川辺川筋の欄に「（事業地周辺の農地等の浸水）」として、それぞれ追加しております。

協議会で検討した留意事項（案）に対するご意見と反映の方法についての説明は以上となります。

司会)

ありがとうございました。只今、各治水対策案に対します留意事項（案）に対するご意見の反映についてご説明いたしました。これにつきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

水上村さん、お願いします。

水上村 総務課長)

おはようございます。水上村でございます。

只今の説明資料－1の11ページでございますが、ダム再開発案のところでございます。この中の意見の内容についてでございますけれども、これまでの水上村の真意が必ずしもうまく伝わらずに、少し食い違った表現になってる箇所がありますので、ご指摘をさせていただきます、改めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

司会)

ご意見をお伺いいたします。

水上村 総務課長)

まず、この11ページですけれども、左欄の留意事項（案）のところでございますが、留意事項（案）の中の実現性の土地所有者等の協力の見通しの欄の中でございますけれども、「以下について、土地所有者等の理解が得られれば可能であるが」と表現されておりますけれども、これまでも市房ダム建設の経緯から住民の理解が得られずに、市房ダムの嵩上げについてはかなり難しいという意見を述べてきておりますので、「以下について、

土地所有者等の理解が得られれば可能であるが」の表現とあわせまして、その下の「・補償内容」、「・移転先」につきましても、これまで申し上げてきた意見からしますと、実態に合いませんので、これも見直して削除願えればと考えているところでございます。

次に、一番下の段でございますが、協議会等での主なご意見の欄の中の一番上の1ポツ目に、「本村への恩恵なし」と村長が発言したとありますけれども、これは、発言を要約する中でこういう表現になったものと思っておりますけれども、これまでの村長の発言にはありませんので、見直して削除いただきたいと考えております。

次の2ポツ目の内容につきましては、地域の理解が得られないという意味では、1ポツ目と同じ趣旨でありますので、これも見直して削除願えればと考えております。

それから、後もって説明があらうかと思っておりますが、説明資料-2でございます。9つの治水対策のとりまとめといたしまして、検討方針及び留意事項一覧表、これの6ページでございますけれども、先ほど申し上げましたとおりに、この中でも留意事項の実現性、この中で、右のほうでございますが、「以下について」ということで、「土地所有者等の理解が得られれば可能であるが」という表現にもなっております。その下の1ポツ目の補償内容、2ポツ目の移転先ということと、それから、これは下段のほうになります。留意事項の事業地及びその周辺への影響の欄の中で、この中にも「補償が可能な範囲で」ということで書いてありますけれども、先ほど申し上げましたとおりに、これらにつきましても見直していただいて削除していただければということで考えているところでございます。

以上のおり、いろいろと申し上げましたけれども、ご検討方よろしくお願いをいたします。以上でございます。

司会)

ありがとうございます。

今いただいたお話としては、説明資料-1に戻りますが、11ページ目の土地所有者の協力の見通しの「理解が得られれば可能」ということであるけれども、なかなか今まで水上村がおっしゃっている中では実際難しいんじゃないかということで、「・補償内容」と「・移転先」も含めて、ここは削除していただけないかということ。

それから、協議会での主なご意見のところについても、「本村への恩恵なし」というのは、これは要約した形でこうなっているんじゃないかということでしたけれども、ここを削除していただけないかということと、2つ目のポツは1つ目とほぼ中身が同じなので、削除していただけないかということ。

あと、事業地及びその周辺への影響についても、これは「補償が可能な範囲で、以下の留意が必要」というところについても、ここも削除をしていただきたいという意見ということですか。

水上村 総務課長)

はい。

司会)

はい、一度、事務方で考えさせていただきますので、後でまたご回答させていただきますと  
いうことでよろしいですか。

水上村 総務課長)

はい、お願いします。

司会)

はい、それでは少し考えさせていただきます。

それでは、ほかにご意見ございますでしょうか。留意事項につきまして、ほかにご意見  
はよろしいでしょうか。

司会)

ないようでございますので、それでは、先に進ませていただきます。

次は、治水対策案の提案と考え方、それから、その他の意見についてご説明をしたいと思います。  
思います。

貫名所長、よろしくお願いします。

八代河川国道事務所長)

それでは、15ページをご覧ください。治水対策の提案と考え方についてご説明をいた  
します。

意見募集の2つ目の事項として、「協議会で検討した9つの治水対策案以外の手法によ  
る治水対策案の提案」について意見募集を行いました。

まず、9つの治水対策案以外の手法による治水対策案の提案についてはございませんで  
した。

次に、既に協議会で検討した治水対策案の工法やルート等が異なる提案が幾つかありま  
したので、それぞれ具体的にご説明いたします。

1つ目は、コンクリート堤防や鋼矢板を打ち込んだ堤防とする提案です。この提案に対  
する考え方を右側の欄にお示ししております。

コンクリート堤防や鋼矢板による構造の堤防の提案については、9つの治水対策案の堤  
防強化の堤防嵩上げの手法の1つとして検討を行ってまいります。なお、決壊しない堤  
防の技術は確立されていないため、河川管理施設等構造令に基づく堤防構造の検討を行  
うものとしております。

2つ目は、河川及び周辺地の地下にため池をつくるという提案でございます。

この提案は、河道沿いで水をためる治水の考え方になりますので、既に協議会で検討を  
行った遊水地を地下に設ける手法と考えられますので、地下の遊水地として9つの治水  
対策案の遊水地の手法の1つとして検討を行ってまいります。

続きまして3つ目は、放水路について、川辺川上流部から八代海へ放水する新たなルー  
トに関する提案です。

この提案に対する考え方といたしまして、9つの治水対策案の放水路のルートの1つと  
して検討を行ってまいります。

続きまして、4つ目、流域の水田の畦の嵩上げに関する提案です。

この提案に対する考え方として、9つの治水対策案のうち「流域の保全・流域における対策（水田の保全）」において検討しており、人吉地点及び渡地点でのピーク流量の低減効果を見込むことはできないため、検討対象外としています。なお今後、流出量の低減に向け、流域全体の取り組みとして進めていくことは重要と考えています。また、水田面積や貯留深さは土地利用状況図や「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説」等をもとに水田の保全の調節量を算出しております。

最後に5つ目は、瀬戸石ダムの撤去に関する提案です。

この提案に対する考え方といたしまして、河川の流下断面を拡大して、河道の流下能力を向上させる「河道掘削等」と同様の提案と考えられますが、瀬戸石ダムは電源開発株式会社が管理しているため、今後球磨川治水対策協議会として、管理者である電源開発株式会社の考えを確認してまいります。

治水対策案の提案と考え方に関するご説明をいたしました。

続きまして、その他です。16ページからのご説明に入りたいと思います。

その他の意見といたしまして、16ページから20ページはパブリックコメントにより意見を募集した事項に対する直接的なご意見とは異なることから、その他のご意見としてお示しするものです。左側に通し番号を振っておりますので、番号に沿ってご紹介をいたします。

まず、1番から42番については、河川や自然環境、地域への思いに関する意見、治水対策の必要性や実施に関する意見、ソフト対策に関する意見でございます。

続いて、17ページ、43番から48番までは、当協議会では新設ダムは除くとしていますが、川辺川ダムや支流への小規模ダム、川辺川ダムと市房ダムの総合洪水調節など新設ダムの建設に関する意見となっております。

続きまして、49番から51番は、平成19年度に実施した「川づくり説明会」での意見を尊重すべきといった意見、52番から58番は、パブリックコメントの意見募集方法や募集期間に関する意見、59番から87番は、9つの治水対策案が分からない、協議会の検討内容を説明しないと提案は書けないといった意見です。

続いて、18ページです。88番から103番は、住民に意見を求めるのであれば、分かりやすく説明してくださいといった意見。104番から116番は、過疎化が進んでおり地域に現実的な対策か直接説明を聞きたいといった意見。それから、117番から125番は、分かりやすい説明を求める意見。126番から129番は、住民の意見を求めていることを多くの方は知らないといった意見となっております。

続いて、19ページです。130番から137番は、十分な周知に関する意見。138番から147番は、よく分からないといった意見。148番から162番は、ホームページで検討内容を見たが、分かりにくい、理解しがたいといった意見。163番から166番は、専門家ではないので理解できないといった意見。167番から171番は、住民向けの分かりやすい資料作成に関する意見となっております。

続いて、20ページでございます。172番から184番は、ダムや構造物は不要といった意見。185番から193番は、個別箇所、個別案件の対応に関する意見となっております。194番は、過去に実施された人吉市の治水対策アンケートの内容について別紙

として提出がありましたので記載しております。195番は、球磨川治水対策協議会パブリックコメントに関する抗議文について、196番は、球磨川治水対策協議会の丁寧な説明を求める要請書について、それぞれ別紙として提出がありましたので記載をしております。

球磨川治水対策協議会の検討に関する意見募集の結果については以上でございます。

司会)

ありがとうございました。只今、治水対策案の提案と考え方、それから、その他の意見についてご説明しました。

15ページにお示ししていますように、意見募集の結果、9つの治水対策案以外の手法につきましては、治水対策案としての提案はなかったということでまとめております。これにつきまして、協議会として共通認識としたいと考えております。

それから、瀬戸石ダム撤去の提案もございました。ここについては、今後、本協議会としまして、施設を管理しております電源開発株式会社様に考え方を文書で確認したいと考えております。

この説明内容につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど、水上村さんからいただいたご意見について、修正案をつくりました。前のスクリーンに映したいと思っておりますので、ご確認いただければと思います。

まず、11ページ目の、土地所有者等の協力の見通しについてですが、ご意見を踏まえまして、もともとありました「以下について、土地所有者等の理解が得られれば可能であるが」というのを削除したいと思っております。それで、文言を替えまして、「協議会で、市房ダムを巡る経緯から住民の協力の見通しは立たないとの意見」という形で替えさせていただければどうだろうか。

それから、お話ありました「・補償内容」と「・移転先」についても、これは「理解が得られれば可能」ということを削除しますので、それに合わせて削除するという形にしております。

それから、もう1個上の「コミュニティ（地域社会）の存続（さらなる家屋移転等）」これについても「土地所有者の理解が得られれば可能」ということに付随した文言になってますけど、ここはどうでしょうか。消したほうがよろしいですか。

水上村 総務課長)

はい。今おっしゃったように「コミュニティ（地域社会）の存続（さらなる家屋移転等）」とありますけれども、これにつきましては、この「（さらなる家屋移転等）」を消していただければいいのではないかなと思います。「コミュニティ（地域社会）の存続」につきましてはそのまま、「（さらなる家屋移転等）」、これを削除していただければと思いますが。

司会)

わかりました。それでは、そういう形にさせていただきます。

それから、下に下がっていただきまして、地域社会への影響というところで、ここも「補償が可能な範囲で」というのを消してほしいという話でしたので、一番上の土地所有者の協力の見通しと同じ表現を入れております。「協議会で、市房ダムを巡る経緯から住民の協力の見通しは立たないとの意見」というようにして、農業への影響とか発電への影響というところは残すという前提でいけば、「その上で、以下の留意が必要」という形で表現を修正したらどうかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

水上村 総務課長)

はい、それでよろしいです。

その下の「コミュニティ（地域社会）の維持」、先ほど上欄のほうでも申し上げましたけれども、この中には「（周辺道路、家屋移転等）」が入っておりますけれども、「コミュニティ（地域社会）の維持」、その次の（周辺道路、家屋移転等）の欄を削除していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

司会)

分かりました。そこも削除いたします。具体的な内容を書いていたんですけども、そこは削除させていただきます。

それから、最後、協議会等での主なご意見、一番下になりますが、ここについても「本村への恩恵なし」というところを削除、それから、2ポツ目のところを削除という形でよろしいでしょうか。

水上村 総務課長)

はい、これでよろしいです。ありがとうございます。時間をとらせていただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

司会)

そういう形で修正したもので、説明資料－2のほうを後で説明しますけども、そちらにも、その形で反映をしていきたいというふうに思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。

司会)

それでは、意見がないようでございますので、続きまして、説明資料－2について、9つの治水対策のとりまとめ、検討方針及び留意事項をご説明したいと思います。

貫名所長、よろしく願いします。

八代河川国道事務所長)

それでは、右肩に説明資料－2と書いてあるA3判の資料をご用意ください。

説明資料－2は、協議会で検討いたしました検討方針（案）及び留意事項（案）をもとに、先ほど説明資料－1で説明した意見募集で提出された意見と協議会等での主な意見を

反映させて整理いたしましたものでございます。

当資料につきましては、先ほどご説明した説明資料－１の内容を踏まえ、この内容で検討方針と留意事項について協議会としての共通認識が得られれば、今後、組み合わせ（案）の検討を進めていく上での前提としたいと考えております。なお、内容については、説明資料－１と重複しますので、説明については省略をさせていただきます。

なお、先ほど水上村さんからご意見をいただきましたが、先ほどご確認させていただいたとおり、説明資料－２のほうも修正をしたいと思いますと考えております。

説明資料－２に関する説明は以上でございます。

司会)

ありがとうございました。只今、説明資料－１に基づいて反映した内容を説明資料－２として説明いたしましたけども、この説明資料－２につきまして、９つの治水対策のとりまとめ、検討方針及び留意事項について整理をさせていただきました。この検討方針及び留意事項について、今まで案としてお示しをしてきておりましたけども、協議会として、案を外すということではよろしいでしょうか。そこのご意見をいただきたいと思っております。

何かご意見ございましたら、お願いいたします。

司会)

ご意見ないようでございますので、それでは、協議会として、説明資料－２の検討方針及び留意事項について、案を外すことで了解いただいたということで進めたいと思っております。

それでは次に、説明資料－３、治水対策の組み合わせ（案）につきまして説明をさせていただきます。お願いします。

八代河川国道事務所長)

それでは、右肩に説明資料－３と書いてある資料をご用意ください。今後、実施していく治水対策の組み合わせ（案）の考え方についてご説明をさせていただきます。

まず、１ページをご覧ください。

９つの治水対策案のいずれかを単独で実施した場合には、目標に達しないという検討結果となりましたので、今後、組み合わせ（案）の検討を進めたいと考えております。本資料では、その考え方についてご説明をいたします。

まず、組み合わせ（案）を構成する治水対策についてです。

「戦後最大の洪水被害をもたらした昭和４０年７月洪水と同規模の洪水」を安全に流下させる目標を達成するために、協議会で検討した９つの治水対策案のうち、検討対象外としてお示しいたしました「流域の保全・流域における対策」を除く８つの治水対策の組み合わせを検討することとしております。

次に、２つ目ですが、パブリックコメントの結果、９つの治水対策以外の手法による治水対策案の提案はなかったことを説明資料－１において確認させていただいているところでございます。この結果も踏まえまして「流域の保全・流域における対策」を除く８つの治水対策の組み合わせを検討することとしています。

なお、堤防嵩上げ案におけるコンクリート、鋼矢板による構造の堤防案、遊水地案における地下の遊水地案、放水路案における川辺川上流部から八代海へ放水するルート案については、協議会で検討した治水対策の手法の1つとして検討に追加いたします。

次に、組み合わせ（案）の検討における対象区間についてでございます。

検討方針（案）で「技術的に可能な範囲で、今後詳細に検討」とした対象区間を最小単位として検討することといたします。球磨川本川では、中流部、人吉地区、上流部の3つの区間、川辺川筋では、直轄管理区間、熊本県管理区間下流、熊本県管理区間上流の3つの区間がその対象区間となります。

続きまして、2ページをお願いいたします。組み合わせ（案）の検討方針についてでございます。

中段にお示しした図において、赤の破線で囲っておりますが、検討方針で「技術的に可能な範囲で、今後詳細に検討」とした対応Aの引堤、河道掘削等、堤防嵩上げと、対応Bの遊水地、ダム再開発、放水路の6つの治水対策を先行して検討することといたします。

なお、その他の宅地のかさ上げ等、輪中堤については、「他の対策による対応を検討した上で、家屋等の浸水被害が残る場合に実施可能な範囲で、他の対策との組み合わせを検討する」としているため、6つの治水対策の組み合わせを検討した後に検討することといたします。

また、組み合わせ（案）の検討に当たっては、対応A、対応B、それぞれの対策の視点を踏まえて検討することといたします。

具体には、次の2つにグループを分けて検討することを基本といたします。

1つ目は、洪水を安全に流下させる案として、対応Aを組み合わせることで、全ての区間で目標とする治水安全度を達成することが可能となります。このため、対応Aの治水対策である引堤、河道掘削等、堤防嵩上げのいずれかを中心とした対応Aのみで構成させる組み合わせを検討いたします。

もう1つは、できるだけ洪水を貯留や分流させる案として、対応Bを組み合わせても、目標とする効果は発現しない区間が残ります。このため、対応Bの治水対策である遊水地、ダム再開発、放水路のいずれかを中心とし、目標とする効果を発現しない区間には、対応Aを組み合わせることで、目標とする治水安全度を達成することが可能となる組み合わせ（案）について検討いたします。

その後、その他の対策、宅地のかさ上げ等、輪中堤の組み合わせを追加して検討を進める流れを考えております。

以上の考え方を基本として、今後組み合わせ（案）の検討を進めていく予定としております。

組み合わせ（案）の考え方に関する説明は以上となります。

司会)

ありがとうございました。治水対策の組み合わせ（案）の考え方についてご説明いたしました。

説明内容について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

司会)

それでは、ご意見ないようですので、今後は、組み合わせについてはこの考え方に基づきまして検討を進め、協議会の中でお示ししていきたいと考えております。

それでは、説明資料－４、検討の進め方についてご説明いたします。

八代河川国道事務所長)

それでは、右肩に説明資料－４と書いてある資料をご用意ください。今後の検討の進め方についてご説明をいたします。

表紙の裏、検討の進め方のフローをご覧ください。

本日の第7回協議会をもちまして、9つの治水対策案の検討結果及びパブリックコメントの結果についてご説明をさせていただきました。本日確認した9つの治水対策案のいずれかを単独で実施した場合には、目標とする治水安全度に達しないという共通認識と、パブリックコメントでの9つの治水対策案以外の提案がなかったという共通認識を踏まえ、今後は、説明資料－３でご説明した組み合わせ(案)の考え方をもとに、8つの治水対策の組み合わせについて検討し、単独案と同様に対策概要と課題について整理していく予定としております。

検討の進め方についての説明は以上となります。

司会)

ありがとうございました。検討の進め方について、これまでと今後についてご説明いたしましたけれども、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

また、お知らせしてましますけれども、明日、説明資料－４の中にありますように、整備局長・知事・市町村長会議を予定しております。その場でも、去年の2月の会議以降、こちらの協議会で検討してきたことをご説明していきたいと考えているところでございます。

何か質問等ございませんでしょうか。

司会)

ないようでございますので、本日、協議会として準備した資料の説明につきましては以上でございます。全体通して何かありますか。よろしいですか。

五木村 副村長)

その他でちょっとだけ。

司会)

どうぞ。五木村さん、お願いします。

五木村 副村長)

すいません、五木村です。その他で一言だけ、皆さんにご協力とお礼を申し上げたいと

思っております。

まず、直接、治水の話ではございませんけども、これが川辺川ダムの白紙撤回によりまして、今回のダムによらない治水の検討をする場、また、今回の協議会と進んできておりますけども、それと同時に、五木村におきましても、国、県、協力いただきまして、三者合意の中で、今地域づくりを含めました村づくりを今進めております。そういう流れで、治水については今ご報告があったようでございますけども、まだまだ五木村におきましては、皆様の協力いただいて、村の振興もまだ道半ばでございます。日頃から大変感謝を申し上げますけども、今後におきましても、さらなる皆様、各自治体、また国、県の皆様のお力をいただきたいと思いますと思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思っております。

以上、お礼とお願いでございます。

司会)

ありがとうございました。

それでは、八代市さん、お願いします。

八代市 副市長)

八代市でございます。意見と申しますか、感想になるんですけども、これまでも申し上げてきたことではあるんですけども、実は、今回の意見募集があったときに、パブコメはしてないけども、実はこういうことを心配してるんだという声が私のほうにも届いていることもございます。

八代市は昭和40年規模の洪水があったとき、あんまり対策なくても大丈夫だとなっただけでございますが、ただ、非常に感覚として、早く水が流れてくるということに対して非常に心配している部分がある、そういった意見がございました。

八代市は山のふもとから海岸まで、遠いところで約10kmなんですけども、ほとんど勾配がない平たいところに約10万人の人が住んでおります。ですから、早く水が来て、仮に洪水というのがあったときに、その人達をどうやって逃がすんだという、その対策というのが、非常にスピードというのがものすごく大事になってくるんですけども、それがじわじわ来るのであれば、そういった対策も可能になってくるんでしょうけども、一気に来たときに、果たしてどういった対策ができるんだろうと非常に心配してるところがございます。

これから、今の対策をいろいろ組み合わせながら、いろんな検討がなされますし、コスト、そういった実現性も含めて、これからは検討が進んでいくんだろうと思いますが、そういった懸念してることもあるということも十分我々も頭に入れながら、今後協議していただければなということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会)

事務局としまして、意見をしっかり受けとめて検討を進めたいと思います。

ほかはよろしいですか。全体通してご意見ございませんでしょうか。

司会)

ないようでございますので、それでは、最後の挨拶に移りたいと思います。  
まず、熊本県の手島土木部長、よろしくお願いいたします。

熊本県 土木部長)

本日は、年度末のお忙しいところ、本当にありがとうございました。来年度からは、複数の対策の組み合わせの検討を行うこととしておりますので、引き続き、皆様のご協力を賜われますよう、よろしくお願いいたします。

今後とも、球磨川治水対策協議会における治水対策の検討にしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

司会)

それでは、続きまして、佐藤河川部長、よろしくお願いいたします。

九地整 河川部長)

本日は、長時間にわたりまして熱心にご審議をいただきましてありがとうございました。

まず、協議会の中でいただいたご意見については、今後検討する資料にしっかり反映してまいりたいと思いますし、その他でいただいたご意見についても、事務局として受けとめて、検討の念頭に置いてまいりたいと思っております。

今回の協議会におきましては、9つの治水対策案に対する実現性への懸念など、様々な意見があるということは、パブコメの結果、地域の皆様の声がよく認識できる機会となったと考えております。

また、この1年間に実施した協議会の検討内容、それから、本日確認させていただいた9つの治水対策案のとりまとめ、それから、治水対策の組み合わせ(案)の考え方など、今日、皆様の共通認識に至ったところでございますが、明日実施いたします第2回の整備局長・知事・市町村長会議におきましてご報告をいたしたいと考えております。本日を含めました協議会の検討結果について、明日の会議で認識を共有していただき、今後の治水対策の組み合わせ(案)について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

司会)

ありがとうございました。

これをもちまして、第7回球磨川治水対策協議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

— 了 —